

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（受電系統の変更））【2】」
2. 日時：令和5年6月21日（水）10時30分～12時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長※ 他6名（うち1名※）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受電系統の変更に伴う変更」

資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受電系統の変更に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁スズキです。本日は、
0:00:04	仙台の受電系統間に係る保安規定変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:14	本日の資料は事前に提出がありまして、
0:00:20	資料 1 として、
0:00:24	変更認可申請について事前系統の変更に伴う、
0:00:28	変更という、パワーポイントの資料、それから、
0:00:34	資料 2 として、補足説明資料が出てきています。
0:00:41	まずは、
0:00:43	1 度、
0:00:44	全体概要を説明していただきましたけれども、
0:00:50	前回のヒアリングから日がたってますので、改めてもう一度一通り、
0:00:54	説明をしていただいてから、確認に入りたいと思いますのでよろしくお願い致します。
0:01:04	九州電力、植村です。それでは資料 1、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更。
0:01:15	よろしいですか。
0:01:25	それではすいません改めまして、九州電力植村です。資料 1、川内原子力発電所減少施設保安規定変更認可申請について受電系統の変更に伴う変更と、
0:01:38	いうことをご説明させていただきます。
0:01:40	1 ページ目目次でございます。
0:01:43	本規定の申請の概要についてそれから、変更内容、審査ツールについてご説明させていただきます。
0:01:51	右肩 2 ページでございます。こちらに工事の概要を記載しております。
0:01:57	工事の概要ですけれども、先代原子力発電所の特高開閉所について
0:02:03	外部電源の信頼性確保の観点から、受電系統を 2 ルート 3 回線から 3 ルート 6 回線、
0:02:10	に変更。
0:02:12	するとともに、設置場所を変更いたします。それから連絡用変圧器を設置することによりまして、500kV と 200kV の系統連携し運用することが可能となるために、
0:02:25	所内の電源の運用が向上する。
0:02:29	す。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	変更前変更後につきまして表で記載させていただいております。
0:02:36	ページめくっていただきまして、右肩 3 ページになります。保安規定の申請の、
0:02:41	内容、
0:02:42	変更条文を記載してございます。
0:02:49	次のページから、変更条文の内容についてご説明させていただきます 右肩 4 ページでございます。
0:02:56	本規定第 71 条、外部電源でございますが、
0:03:01	下の表の変更前変更後に記載の通り、変更いたします。
0:03:07	変更の内容、中身につきましては赤字でして、記載してまず通り、
0:03:14	220kV送電線の電流値を確認するという部分がございますが、その内容は次の 5 ページでご説明させていただきます。
0:03:24	右肩 5 ページでございます。220kV送電線における一層開放故障への対応について、
0:03:31	ということでございますが、変更前、従前の系統、
0:03:36	ですと、左下の図にございます通り、
0:03:41	220kV送電線では中央制御室に電流計を設置しておりますが、その指示計を確認することによって、一層の電路の開放を検知できる設計としておりましたので、
0:03:53	その確認の行為を定めて管理してございました。
0:03:58	右側の変更後でございますが、220kV送電線を多重化した設計とし、1回線での電路の開放時に、安全施設への全量電力の供給が不安定にならない設計と、
0:04:12	ということにしましてその次、ヤギでございますが、電力送電時、保護装置により酸素の全量不平衡監視にて自動検知できる設計と、
0:04:23	なる、なることから、
0:04:26	練乳四肢の確認を実施する、運用の管理について保安規定第 71 条を削除して変更いたします。
0:04:35	それから、右肩 6 ページ、次のページでございますが、
0:04:39	変更前につきましては、
0:04:44	500kV送電線 1 ルート 2 回線と受電専用の回線として 220kV送電線 1 ルート 1 回線の合計 2 ルート 3 回線、
0:04:55	供給者を接続しておりました。
0:04:59	それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	500kV送電事業南九州変電所に連系する、220kV送電線については新鹿児島線、省察系統開閉所及び、
0:05:11	新鹿児島変電所に連系すると。
0:05:15	こちら記載の明確化の観点で記載しておりましたが、変更後につきましては、受電ルートが明確化になることから、この括弧書きを削除いたしました
0:05:28	記載をしております。
0:05:32	次のページ右肩 7 ページ目でございます。
0:05:36	こちら、第 87 条予防保全を目的とした点検補修を実施する場合、
0:05:42	という。
0:05:44	本規定の変更についてご説明いたします。
0:05:47	外部電源の回数増強に伴いまして、送電線停止作業においても運転上の制限を満足するから以下の通り変更すると。
0:05:58	変更前には 80 名増の表としまして、外部電源を記載しておりましたが、変更後は削除いたしております。
0:06:08	その内容を右方 8 ページでご説明させていただきます。
0:06:13	こちら、500kV送電線、
0:06:17	失礼しました 500kV川内原子力線、HL遮断機、こちら送電線も含む例としてでございますが、
0:06:25	1 回線の点検時、他の 5 回線から受電可能なため外部電源の 3 回線以上が確保可能となると、ということで左側変更前の
0:06:36	図でご説明いたしますと、従前は、
0:06:41	3 回線ございましたが、1 回線×で示してあるところを点検した場合残り 2 回線しかございませんので、71 条の要求を満足することができない状態であったために、87 条の、
0:06:56	先ほどの条文を、
0:06:58	用いまして点検をしております。
0:07:01	変更後工事の後になりますが、
0:07:05	バツで示します、500kV、
0:07:08	川内原子力線 1Lが、点検している状況におきましても、赤丸で示しております通り、5 回線、
0:07:19	事前可能な回線がございますので、
0:07:22	予防保全を目的とした、点検をする場合においても、運転上の制限を満足できるというようなご説明になってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	続きまして右方 9 ページ目でございます。こちら予備変圧器点検時の例と、
0:07:37	して御説明。
0:07:38	記載しておりますが、先ほどと同様に、予備、
0:07:43	変更前につきましては、予備変圧器点検時は 2 回線、
0:07:48	変更後におきましても、予備変圧器が点検になります。連絡用変圧器を運用することによりまして、6 回線、
0:07:59	受電可能な系統ができるようになっております。
0:08:05	続きまして右方 10 ページでございます。こちら 109 条を例に記載しておりますが、開閉所の移設に伴い、監視計器増枝の通り変更すると。
0:08:18	一番下に記載しておりますが、※書き、式沈む変更を行っているが周辺監視区域、管理区域図、保全区域の見直しを行っていない。
0:08:28	ということで、こちらところ変更前赤枠で記載しております通り開閉所
0:08:35	が記載位置が記載されておりましたが、
0:08:40	変更後の
0:08:43	におきましては高台に移設することから、開閉所の記載を、
0:08:49	削除して、特高开閉所というところで、場所を明記しております。
0:08:55	それからこちら 109 条を例にしておりますが、添付の 4 添付の 5 につきましても同様に変更してございます。
0:09:06	続きまして、11 ページです。
0:09:09	江藤設置場所の変更につきまして
0:09:12	変更理由を記載しております。トッコウ破壊ご説明しますと、特高开閉所の設置場所は、これまでも十分な支持性能を持つ。
0:09:22	地盤及び津波の円津波の影響を受けない敷地高さに設置しておりましたが、
0:09:28	既設一部更新する場合、工程が長期化することや、回線数増加に伴う敷地広さの確保が必要なことから、受電系統の変更後も、地盤及び津波の影響を考慮した設置場所、
0:09:43	を選定いたしまして、以下の、
0:09:48	青で表示している場所に移設をすることとしております。
0:09:52	それから、右肩 12 ページでございます。本規定の、
0:09:58	適用開始時期でございますが、
0:10:01	認可日以降の資格使用前検査日以降に適用することとすると。
0:10:07	しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	付則参考では、第 71 条につきまして 220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日、
0:10:22	それから付則の 4 につきましては、87 条、109 条、添付の 4 添付の 5 につきましては連絡用変圧器に係る使用前検査、
0:10:32	終了日以降としてございます。
0:10:35	この段階の、
0:10:37	断面、この断面のご説明につきましては、次ページ、13 ページでご説明させていただきます。
0:10:47	220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日、
0:10:53	としましては、上部、
0:10:56	オレンジの線で示してあります通り、予備電源線の 4 回線が管。
0:11:03	予備電源線の工事が完了した時点と。
0:11:07	しております。
0:11:09	それから、次に 14 ページに示します、連絡用変圧器に係る使用前検査終了日。
0:11:18	に
0:11:21	要する、
0:11:23	送電線、そのラインにつきましても同様に、オレンジの線で示しております。
0:11:30	同じ汚染判例の御説明ですがオレンジの線が新設の設備、それから黒の線が、
0:11:38	既設の設備、それから破線につきましては、その時点では、
0:11:44	設置や未完の状態ではありますが、その後に新設で運用される系統となっております。
0:11:55	続きまして 15 ページでございます。審査スケジュールにつきまして、4 月 12 日に変更認可申請を提出させていただいております。
0:12:05	工事の状況それから
0:12:09	設備の運用等を考慮しまして
0:12:12	2023 年 9 月、
0:12:14	末頃をめどに認可をいただければと考えております資料についてご説明は以上です。
0:12:24	すいませんあとそれから補足説明資料につきまして、
0:12:28	前回、
0:12:30	のヒアリングから、変更した箇所につきましてちょっとご説明をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	補足進め資料、通しページ右下 2 ページでございますが、こちらちょっと目次が、
0:12:46	6 ポツというところで抜けておりましたので、後程訂正したものを提出させていただきますと思います。
0:12:54	右下 10、11 ページでございます。
0:13:02	こちら、保安規定審査基準との
0:13:06	変更条項の整理というところで、
0:13:09	従前につきまして、前回提出した資料につきましては、
0:13:16	109 条それから添付の 4 添付の 5。
0:13:19	のところを変更ありとして記載してございましたが、先ほどご説明しました通り、
0:13:27	敷地造成の反映に伴う変更になりますので、見直し、
0:13:32	保全区域受
0:13:34	樋時代の見直しは行っていないことから、バーと、
0:13:39	しまして、一番下に説明書きを記載させていただいております。
0:13:47	それから、
0:13:49	通しページ右下、19 ページでございますが、こちら保安規定審査基準の要求事項に対する、本への記載内容というところで、前回お示した補足説明資料では先ほどの、
0:14:03	審査基準との整合でありとしていたところを記載しておりましたが、削除したところから、
0:14:12	変更に係るところのみを記載する形に修正してございます。
0:14:19	それから、
0:14:21	補足説明資料、
0:14:23	4 です。
0:14:24	右下 33 ページからになります。予防保全を、
0:14:29	目的とした点検補修を実施する場合の取り扱いについてというところで先ほど本文、
0:14:38	資料 1 でご説明しました内容を、
0:14:42	追加してございます。
0:14:46	それから、右下 36 ページでございます。周辺、
0:14:51	すいません。
0:14:53	補足説明資料 5、周辺監視区域図等の敷地図についてというところで、変更の
0:15:02	本規定変更認可申請書の変更理由、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	事前系統の変更に伴う変更と、記載の適正化、敷地造成の反映というところで、
0:15:13	変更した内容につきまして、
0:15:15	記載してございます。
0:15:19	それから、右下 38 ページになります補足説明資料 6、本規定の適用開始時期についてというところで、こちら資料 1 でご説明しました通り、
0:15:31	本規程の開始時期につきまして、図 1 図に示します通り、各
0:15:37	示しておりまして、各工事ステップごとの系統の状況を図 3 から図 9 に示してございます。
0:15:49	資料のご説明は以上になります。
0:15:59	研修規制庁スズキです。説明ありがとうございました。
0:16:02	まずう
0:16:05	内容の確認をする前に、
0:16:09	要望が、
0:16:14	どういう 1 人使い方をしてるかっていうのを申請書の変更の理由のところで、
0:16:21	ちょっと確認していきたいんですけども。
0:16:32	申請書の変更の理由の、一つ目の受電系統の変更に伴う変更ですけど、
0:16:41	まずこの受電系統って言うてる。
0:16:45	ものが、
0:16:49	資料 1 で言うと、
0:16:57	5 ページ 6 ページの図の、
0:17:01	どの部分を、
0:17:03	指しているのか。
0:17:05	ちょっとまずその点、定義を。
0:17:08	お聞きしたいんですけど。
0:17:16	九州電力の植村です。まず、受電系統の変更でご説明しますと、上流からの話になりますが、資料資料 1 の 6 ページでございます。
0:17:27	変更前の例につきましては、右し、左の
0:17:33	下の方にある新鹿児島変電所、
0:17:36	から、えさ制札系統開閉所を経由して、
0:17:42	矢印、220kV原子力線と、記載してます通り、経由したルートがございました。こちらが
0:17:52	系統の変更に伴いまして 1000 冊系統開閉所から直接来るライン、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:59	それから、看護師、新保五島変電所から直接来るライン、
0:18:03	いう。
0:18:05	エミ直されてございます。それから社内のGIS、
0:18:11	電源系統としまして肉
0:18:18	資料 1、5 ページに記載してます通り、
0:18:23	2 ルート 3 回線から、
0:18:27	6 回線に、
0:18:29	し、
0:18:30	変更してございます。
0:18:37	規制庁スズキです。
0:18:42	保安規定の 80、71 条。
0:18:47	資料 1 でいうと 4 ページんところ抜粋されてますけど、
0:18:54	ここには受電系統っていう言葉
0:18:59	で、
0:19:00	今聞いている感じだと。
0:19:12	ここでは見えない。
0:19:14	71 条の他の。
0:19:20	項を見ると、電力系統っていう言葉が出てきていて、
0:19:26	電力系統は、
0:19:29	資料 1 で言うと 6 ページの、
0:19:32	こういうのを電力系統っていうのかなっていうふうに思っていて、
0:19:49	GISの部分わあ、
0:19:53	71 条でいうと何かそれに相当するような言葉が、
0:19:59	あるのかないかちよっとよくわからなくてですね。
0:20:04	結局その、
0:20:11	DISっていうのは、創受電する設備のことかと思うんですけど、電力系統ではなくって、だから電力系統と、
0:20:21	送受電設備を合わせて、受電系統っていう、何か、
0:20:28	言葉を使っているということで、
0:20:31	これ受電系統って保安っていう中で、
0:20:34	出て、
0:20:40	九州電力の植村です。受電系統という言葉は、本規定の中では出てきません。
0:20:51	九州電力の小柳でございます。まず受電系統の変更に関してなんですけども、こちらの名を言葉自体が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	まず、設置許可時の申請、あとはそのの、
0:21:06	それに伴います工事計画認可申請の中でも、使用している言葉であります。そこに関連する保安規定の変更ですので、
0:21:16	受電系統の変更という形で表現させていただいております。設置許可に関しましてはこの受電系統の変更としまして、外部電源の回線数が、
0:21:28	3回線から6回線に増強されますのでそちらに関します申請を行っております。
0:21:36	その外部電源の回線数の増加に伴いまして工事系、
0:21:42	加来の認可申請の中では遮断器の数が増えるというところが一つ、
0:21:52	それにと合わせまして下外部電源の回線数が増えること、あとは独立性の記載が
0:22:02	上流の方で、
0:22:03	接続先ですね、の系統が変更になりますので、それらの一式の申請を受電系統の変更という形で、
0:22:13	実施しております。ですのでその上流が受電系統の変更という言葉を使っておりましたので今回の保安規定の申請の名称につきましても事前系統の変更という名称を使ってるんですけども、直接じゃそれが、
0:22:29	保安規定の中で、季沙伊井が直接あるかという先ほどウエムラ申した通り、直接、
0:22:36	あとは保安規定の中では出てこないのが現状なっております。
0:22:41	規制庁数ケース、
0:22:46	だから、さっき私が言ったように、電力系統と送受電設備であるGISの、
0:22:55	を含めた総称みたいな。
0:22:58	そうっておけばいい。
0:23:00	九州電力小柳です。はい。その認識で問題ございません。
0:23:05	はい。規制庁宗ですわかりましたそう。そういうふうにした時2、
0:23:14	変更の理由の具体的な産業のところに出てくる言葉ですけど、特高開閉所っていうのは、
0:23:21	資料1の5ページでいうとどこまでの範囲のことを、
0:23:25	定義しています。
0:23:36	九州電力の小柳でございます。特高開閉所につきましては5ページで言いますと、
0:23:47	その次、GIS、
0:23:51	ちょっと表現がないんですけども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:55	変更後の図で言いますと 500kV系統、仙台原色線の 1L2Lを受けている遮断器、
0:24:05	が 2ヶ所ございますその遮断器から、
0:24:10	と、
0:24:12	連絡用変圧器、
0:24:16	及び 1号主変圧器に 5主変圧器のA2、
0:24:22	接続する遮断器まで。
0:24:25	が
0:24:26	ちょっと 509kV系での
0:24:30	ここ開閉小、
0:24:32	に記載の特高开閉所に、
0:24:35	含まれる設備に、
0:24:38	右側の 220kV系統でいきますと同様に、外部の送電線から受電をする、受電遮断機が四つございましてその四つの遮断機、
0:24:50	及び
0:24:53	予備変圧器へ行く、遮断器、
0:24:57	あとは連絡用変圧器を含めた、落葉変圧器へ行く遮断機、
0:25:02	こちらの設備を設置してある箇所、
0:25:06	特高开閉所と、
0:25:09	しております。
0:25:14	それが資料で言いますと、
0:25:18	10 ページに配置図がございます。
0:25:23	この 10、
0:25:25	10 ページの配置図の変更後に、
0:25:29	あります特高开閉所と、
0:25:32	矢印がある四角いエリアがございますけれども、この中に先ほどご説明した設備が、
0:25:40	据えつけられてございますのでそこを特高开閉所等、
0:25:46	表現しております。
0:25:48	以上になります。
0:25:50	現状規制庁スズキです。だから、
0:25:54	申請書の変更の理由のところで言ってるところ開閉症と言ってるのは、位置を表している。
0:26:01	ことなるってことですね、設置場所が変更。
0:26:05	子会社の設置場所が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:06	変更になるという、
0:26:08	ことを表している。
0:26:11	わかりました。それで、
0:26:15	次に、外部電源という言葉が今度出てきてこれは、
0:26:20	71 条側でもともと定義があつて、ちょっと資料 1-5 ページには抜粋されちゃってて、載ってないと思いますけど。
0:26:29	電力系統からの電力を非常用母線に供給する設備というふうに、
0:26:36	言っているの
0:26:42	先ほど言った、主変圧器、ごめんなさい予備変圧器、予備変圧器は、ここには、
0:26:54	入るのか入らないのかちょっとよくわかんないですけど先ほど言った 220kV、
0:27:01	の方のGIS、
0:27:04	から予備変圧器に入るところ、
0:27:08	のことを、外部電源、
0:27:11	ていう言い方をし、して、
0:27:14	いると思っいいですかね。
0:27:22	九州電力小柳でございますと。
0:27:26	つきましては送電線、
0:27:29	6 回線、
0:27:30	外部電源と、
0:27:33	表現しております
0:27:36	谷津はい。
0:27:38	DISの上流の系統側から受電される。
0:27:42	送電線 6 回線、
0:27:47	規制庁鈴木ですけど、そうすると何か、71 条に書いてある。
0:27:51	※1 って何か。
0:27:54	違うこと言ってるように見えてですね。
0:28:00	外部電源とは設備。
0:28:03	どういうっていうふうに、
0:28:05	書いてあるので、
0:28:08	電力系統からの電力をなので、電力系統は入ってないように、
0:28:16	見えてですね。
0:28:22	220kV送電線からJISに入ってくる、遮断器のところから、
0:28:31	予備変圧器が入るのかどうかわかんないですけど、非常用高圧母線、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	に入るところまでの間のことを何か言う。
0:28:39	の設備を言ってるように定義してるように見えるんですけど。
0:28:43	ちょっとここが、
0:28:45	また、
0:28:46	受電系統と、
0:28:48	ちょっとまた
0:28:50	定義が少しまたずれて、
0:28:53	一部かぶってて、一部かぶってないのかなみたいな。
0:28:56	感じが見えてですね。
0:28:59	ちょっとその、
0:29:00	定義の範囲が、
0:29:01	よくわかんなくて、
0:29:03	そこを考えると、
0:29:05	さっきの変更の理由のところは受電系統の変更という、
0:29:09	てるけれども、外部電源の
0:29:13	云々っていう説明のところ、
0:29:16	外部電源回線数っていうふうに言ってるところは、
0:29:22	今回予備変圧器も交換しているので、予備変圧器まで含めてそこを、
0:29:30	連絡変圧器も含めてですね、言っているのかなっていうふうに
0:29:37	ちょっと
0:29:41	だから、これ外部電源の回線数っていうのは、受ける側の方の、
0:29:46	本数のことを入れる。
0:29:47	ていて、電力系統そのものの、
0:29:51	どこの変電所とか、
0:29:53	繋がってますみたいなそういう話を言ってるわけではないのかなっていう。
0:29:58	ちょっと思ってるんですけども。
0:30:02	ちょっとそこはちょっとよくって言わないで、なぜこの話を聞いているかっていうと、
0:30:07	71 条の、
0:30:10	運転上の制限、これ資料 1 の 5 ページを抜粋させ、4 ページにも抜粋されてますけど、
0:30:18	項目表 71-1 の項目の外部電源が、両括弧 1 はいいんですけど両括弧 2 の、
0:30:25	独立性の話が出てきてるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:29	外部電源の話小電力系統すそ野そのものを何か含んでない言い方とすると、独立性って何か、
0:30:36	定義できないかなっていうふうに
0:30:38	思ってしまった、独立性はアノン。
0:30:42	ルートの話。
0:30:45	と、ルートの上流の、
0:30:48	変電所とか開閉所、
0:30:51	を含めて議論しているので、ちょっと何かこの
0:30:55	外部電源と受電系統の定義のずれとか、
0:31:00	そのあとそれを定義したときに、
0:31:03	外部電源というのはその電力系統のことを、
0:31:07	含んでいないのであれば、
0:31:09	運転制限上の両括弧 2 のところをどうやってこれ確認するのかなっていうのがちょっとよくわかんなかったんで、
0:31:17	その辺を明確にちょっとまず 1 来た。
0:31:23	九州電力の小柳でございます。
0:31:28	まず 71 条にありますと、の※にあります通り保安規定上での
0:31:35	としまして外部電源とは電力系統から電力を、非常用高圧母線に供給する設備を含めて、運転上の制限の中で
0:31:45	定めておりますので、外部電源には電力系統の送電線 6 回線も含んでおりましてその送電線 6 回線を
0:31:57	非常用高圧母線に供給する設備に対しても、その設備が使用できない状態であれば、外部電源、送電線 6 回線から、
0:32:08	受電できない状態になりますので、そこもあわせて、この運転上の制限の中では、
0:32:17	含んだ形で、
0:32:20	整理をしております。
0:32:23	規制庁柘植すアノその説明だったら、理解できますんで。
0:32:28	だとするとなんか、71 条の※1 の外部電源と定義が、
0:32:34	何か電力系統からの電力をっていうふうに言ってるので、電力系統を含んでいるようにはちょっと読めなくてですね。
0:32:45	電力系統と、
0:32:48	送受電設備であるGISと、これ、予備変圧器が入るのかどうかちょっとわかんない
0:32:55	刺繍変圧器が入るのかどうかもちょうとよ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	ですけど。
0:32:59	少なくとも連絡用変圧器は、
0:33:06	ちょっとその辺のやっぱり定義をちゃんとしてもらいたくて、そ、どこまで外部電源の話が、
0:33:15	範囲が、
0:33:17	設備の範囲、あれで両系統含めて、
0:33:21	なっているのかっていうのと、
0:33:24	それから、最初に定義を聞いたり、受電系統っていうのが、
0:33:30	そこと合ってるのか。
0:33:34	なんか変圧器まで入ってくると、受電系統。
0:33:37	には入らない。
0:33:39	でないものがはい。
0:33:41	関連しているように聞こえる。
0:33:44	ちょっとそこが、
0:33:47	総称として行っている受電系統っていうのと、
0:33:51	保安規定の中に定めている外部電源っていう
0:33:55	その設備の名称として使ってる。
0:34:00	これ、これをまず、一致してるか一致してないか。
0:34:03	しなかったとしたら、
0:34:07	それを目
0:34:13	とりにあえず、
0:34:15	今日、別にここで、
0:34:17	説明できなくても何か資料化してもらえれば、
0:34:22	九州電力の熊谷です。
0:34:25	ちょっと、そういうことパー使っているのはちょっとなかなかいろんな人の解釈にもよるところあるかもしれないですけどちょっと私の個人の解釈で、
0:34:35	聞きますと外部電源外からもらう側の、
0:34:39	電力系統からもらう側の電気でそれを発電所から見るとそれを電気を受け取る側なので受電するっていう、
0:34:48	ことで、
0:34:50	対になる言葉かなと。
0:34:54	間瀬。
0:34:54	で、ということていくと、多分、外部電源も受電系統というのも、
0:35:01	基本的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:04	同じ言葉なのかなと。
0:35:06	ただ、保安規定上はそういう外部電源という言葉が使われていて、
0:35:13	今回の工事にあたって設置局カーから
0:35:17	変更申請をやって手続きをしてきてるんですけども、その中では、我々としてはその受電系統という、
0:35:25	の変更ということで、許可、
0:35:30	設置
0:35:31	工事計画と、
0:35:32	その流れで保安規定まで進めてきているというところでありまして、対になることで、表裏一体。
0:35:40	いうふうな認識でおるところです。
0:35:46	はい。
0:35:47	何となく聞いてると、あとは変圧器が入るのか入らないのか。
0:35:52	ていうところがクリアになれば、
0:35:55	何かわかりそうな気が。
0:35:57	して、先ほどの 87 条の、
0:36:00	を削除できるっていう説明のところでも予備変圧器のところの故障点検を、
0:36:07	三田見る時によって言った時にそれが外部電源という定義の中に入っている。
0:36:13	受電系統っていう
0:36:16	入ってないんです。
0:36:22	まず、
0:36:24	なくとも、
0:36:24	予備変圧器って、
0:36:28	非常用高圧母線ではないですよ。
0:36:32	違いますよね。はい。なので、ちょっとそこはど、どっちに入っている。
0:36:37	その辺も、一応、何かこの図示していただいて、この範囲ですみたいな感じで、
0:36:44	説明していただけると、誤解がなく、
0:36:48	確認ができていけるか
0:36:51	その辺を用意していた。
0:36:57	あと九州電力の小柳でございます。先ほど変圧器の話が出ましたけれどもまず変圧器自体は、外部電源からの電力を、
0:37:08	非常用高圧母線等に供給する設備になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:13	ただこの保安規定という中での外部電源につきましては、その予備変圧器が使えない状態ですと、外部電源からの
0:37:23	電力を非常用高圧母線に供給できなくなりますので、管理する。
0:37:30	管理する側としてはですね予備電源も含めて、外部電源として、この運転上の制限を満足するように、運用する必要があると。
0:37:42	ということで、この保安規定上での外部電源につきましてはもちろん、
0:37:48	アヲハタのときにご説明してますけども予備変圧器が使えないときは外部電源、
0:37:54	が健全であっても受電できる状態ではないので、そこを含めて、外部電源、
0:38:01	の、71条の中で、
0:38:04	管理をしているというものになりますのでちょっとその外部電源という中でも、運用するこの保安規定での、
0:38:13	位置付けの中でいきますと、予備電源、すいません予備変圧器も、
0:38:18	含めた形で外部電源として管理をしていると。
0:38:22	いうものになり、
0:38:27	はい。そうすると、
0:38:30	変更の理由の受電系統の変更っていうところで、
0:38:34	外部電源の話としては連絡用変圧器と予備変圧器今回工事して、
0:38:40	書いているので、
0:38:42	そこんところが、当然、はい。
0:38:47	受電系統の変更になんか入ってるのかどうか、
0:38:53	よくわからなくて、
0:38:56	それも入っている。
0:38:59	集変圧器含めて、外部電源受電系統っていう、
0:39:05	定義なのかなって。
0:39:08	ですけど、
0:39:12	今回の受電系統の変更の内容につきましては連絡用変圧器の設置、あとは、予備変圧器を含めた、電力系統の回線数の増強等、
0:39:25	が含まれますので、
0:39:29	受電系統の変更の中に含まれ、
0:39:36	はい。
0:39:37	定義をとりあえず1種事前系統と外部電源が一致しているのであれば、
0:39:44	受電系統の変更っていう、手続き上の説明をそういうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:50	とか、ああせえ。
0:39:53	設工認、
0:39:54	保安規定で、
0:39:56	やるけれども保安規定の中ではそれを外部電源というふうに定義していますっていうふうに言っていたらいいのかなっていうふうに思ったので、
0:40:04	その説明をちょっと。
0:40:06	先ほど言ったアノずしも含めて、
0:40:08	加えていただき、
0:40:13	九州電力の小柳でございます。はい。
0:40:17	いただきました内容を含めて、資料の方を修正させていただきます。
0:40:23	規制庁鈴木ですこれでそうすると、今の変更の理由の両括弧 1 のところの話は、
0:40:29	受電系統をイコール、外部電源、
0:40:33	なので、
0:40:34	三行で書いてある話は、
0:40:37	受電系系統イコール外部電源の増強が図られたというのと、
0:40:45	それをNGGIS、遮断機等の設置場所、
0:40:53	が変わりましたという二つの話が、
0:40:57	ありました。
0:40:58	そういうことで、
0:41:00	受電系統イコール外部連携の増強は 71 条 87 条の話ですと。
0:41:09	で、
0:41:10	GISとその前後の遮断器の設置位置、
0:41:17	なし
0:41:18	変わるという話は、
0:41:20	109 条添付 4 店舗後の話ですと。
0:41:24	というふうに、
0:41:26	読めばいいんだろうなというふうに思いましたので、それでよろしいですかね。
0:41:36	はい。九州電力植村ですそのご認識で結構です。
0:41:40	はい。規制庁鈴木です。その上ですね、
0:41:45	変更の理由の両括弧 2 の、
0:41:48	適正化を行った 109 条添付 4、添付 5 と言ってるのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:55	特高開閉所の位置の変更以外の、何か適正化しているものを話がある。
0:42:02	ということ。
0:42:10	九州電力の植村でございます。補足説明資料 5、右肩通し、右下通しページ、
0:42:17	37 ページでございますが、
0:42:23	こちらに記載してます通り、周辺監視区域を例にしてございますが、
0:42:29	図で示します通り、例えば、
0:42:33	変更後の右下ですね、特高開閉所って、図示してますところ、斜面、
0:42:41	どうせしたような
0:42:44	ズーでございますが、そういった表現のところ、
0:42:50	最新現状の式Cと見合うように記載をしておりますので、記載の適正化というところで、
0:43:01	九条周辺監視区域自体の変更はないものの、
0:43:07	図自体を変えたというところで敷地造成の反映というふうに記載させていただいております。以上です。
0:43:15	規制庁鈴木です。つまり敷地図、
0:43:19	そのものが変更前の時につけてた。
0:43:24	ものと変わっているので、新しい引きずに、
0:43:30	新しく
0:43:32	設置したトコカヘイジョウの位置を、
0:43:35	図示しましたよというふうに言ってて後者の、
0:43:38	どこか弊社の位置を図示したっていうのが、
0:43:41	変更の理由の両括弧 1 側で、
0:43:43	新しい敷地図にしましたってのが、両括弧 2 の方だということですね。
0:43:59	九州電力の植村です。その通りでございます。
0:44:03	規制庁都築ですわかりました。
0:44:06	ちょっとす。ついでに聞いてしまうんですけど、
0:44:10	資料 2-37 ページの、
0:44:14	変更前と変更後の周辺監視区域境界の線。
0:44:22	先ほど、資料 1 の方では変えてませんっていう、
0:44:27	なんか見てると微妙に、
0:44:30	形が違う。
0:44:31	ているなっていうところが、
0:44:34	海岸線とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:38	放水工とか、
0:44:41	荷揚げの岸壁の形とか、さっき言った特高開閉所新しい方の、
0:44:48	どこか閉所の方の、
0:44:54	東側っていうのかな。
0:44:56	その辺の何か、
0:44:58	形とかも何か少し、
0:45:00	違っていたりするんですけどこの辺は、
0:45:04	つけかえをしたりとか、
0:45:08	造成とか、土木工事をやった結果として、
0:45:13	上に変わってるみたいなことなんですかね。それとも何か、
0:45:16	敷地図を差し替えて、何かその辺の書き方がちょっと微妙に、
0:45:22	違う、見え方が違うだけで、
0:45:28	これにどこまで、
0:45:29	高い精度の種
0:45:31	の、
0:45:35	図示を求めるかっていうところはないと思ってるので、
0:45:38	新しい識字率を作ってみて、そちらで、
0:45:43	やってみたら何となく微妙に形が、
0:45:46	違うところはあるけど、
0:45:48	境界線は何も書いてませんっていうことを資料1で言ってるのかちょっとその辺がよくわからない。
0:45:56	はい。九州電力の植村です。鈴木さんにおっしゃっていただきました通り、敷地図自体が新しくなっております。で、放水工でありますとか堤防の位置、記載が変わってます。
0:46:10	通り、
0:46:12	それにもあった、
0:46:14	線を引いている次第です。先ほどおっしゃっていただきました通り、周辺監視区域自体の変更はございませんで、
0:46:24	新しい図に合わせた線を引いている次第です。以上です。
0:46:30	規制庁鈴木です。わかりました。じゃあちょっと、今の資料2の37ページの、
0:46:38	3段落目、
0:46:40	最後の記載の適正化各行敷地造成の反映。
0:46:44	というふうに言っ。
0:46:46	てるところですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:49	そこが何か敷地造成で、境界線の形変わったのかなっていうふうに誤解しちゃう可能性もあるので、
0:46:57	今説明があったように、ちょっと敷地図替えて微妙に形が変わっているように見えるけれども、
0:47:04	当協会線そのものは、
0:47:09	ませんっていう話をつけたいし、なお書きか何かでつけ足してもらいます。
0:47:18	九州電力の植村でございます。先ほど産卵 6 名とおっしゃっていただきましたがその上の 2 段落目ですねというふうに、
0:47:28	ページ、
0:47:30	ただし本工事に起こると置いて周辺監視区域の見直しを行っておらず、管理区域及び保全区域も同様に見直しを行っていないと、こちらちょっとわかりにくいかもしれないんですけどここでお示ししていると考えております。
0:47:46	規制庁都築それでしたら、
0:47:50	見ていただく。
0:47:51	の方が、
0:47:52	敷地造成の話を後に持ってくると、敷地でも敷地造成をして、
0:47:58	いて、
0:48:00	見直しを行っていないということと、
0:48:04	何か、
0:48:05	話が違うなっていうふうに誤解しちゃう可能性があるんで、順番変えと言ってくれば、
0:48:10	九州電力の植村です順番、それから表現ちょっと一わかりやすいように見直しをさせていただきます。
0:48:20	規制庁鈴木ですお願いします。では
0:48:24	交代今回の変更の内容について確認をしていきます。
0:48:31	まず、
0:48:36	資料 1 の 5 ページ。
0:48:40	これは、4 ページで言ってるところの、
0:48:45	71 条 2 項両括弧 1 のなお書きをなくしますという説明。
0:48:52	だったんですけど、
0:48:56	ちょっとまずそこがよくわからなくてですね、もともと等は、
0:49:03	予備変圧器 2 入って、
0:49:06	受ける 220kV の川内原子力支線。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:12	この電力系で、電流値を、電流計で電流値を測って、
0:49:21	そこが生きてるかどうかになっていうのを確認することで、
0:49:30	4 ページで言ってる。
0:49:33	運転上の制限の、
0:49:35	最 3 回線以上が動作可能であることっていうのと、
0:49:43	返す以上は、他の会社に対して独立性を有していることっていうことを、
0:49:51	確認。
0:49:53	するっていうのが、
0:49:58	71 条の
0:50:00	第 2 項両括弧 1 の最初の三行に、
0:50:05	書いて
0:50:11	それで、
0:50:13	今回はそのなお書きを、
0:50:18	消してしまう。
0:50:20	丹。
0:50:21	ので、
0:50:23	そもそもその
0:50:27	どうやって、
0:50:30	1 回線以上他の回線に対して独立性を有しているっていうことを、
0:50:36	週 1 回、
0:50:38	確認するのか。
0:50:41	がよくわからなくなっちゃったんですね。
0:50:47	500kV、
0:50:49	の方からの話は、
0:50:52	非常用棒線の、
0:50:54	電圧値。
0:50:56	が確立してるかどうかってのこれを見て、
0:51:04	確認が週 1 回なされていってかつ今後もそうなるんですよね。
0:51:15	それは別に、3 回線以上、
0:51:20	なのかどうかってところはわからないんですよね。単純にどっかから供給されてるかどうか。
0:51:27	ですけど、
0:51:32	まず、
0:51:34	変更前のところで、
0:51:36	聞きたいのはまず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:38	5 ページで、変更前のところの、
0:51:43	構成図でいうと、
0:51:45	非常用母線のところには、通常運転中は、
0:51:50	500kV系統。
0:51:53	の方から、
0:51:55	受電もしくは周辺、
0:52:03	各部ら
0:52:04	の発電機から発電したものを送電してるものを、一部もらって所内変圧器の方から、
0:52:12	受電している状態が常に継続しているので、
0:52:18	非常用合成に電圧が立っています。
0:52:22	これを見見てることにおいて、
0:52:27	500kVの方が生きてるかどうかっていうのは一応それでわかるはずだと。
0:52:33	1Lに両方生きてるかどうかわかんないけど、
0:52:37	少なくとも 500kVが、1 回線は生きてることは確認できるはずだということで見えて、
0:52:48	それを週 1 回見て、
0:52:50	電力、220kVの方は、
0:52:55	そもそも受電する側の方の電流値を見ているので、そこが生きてるはずだっていうことで、これでまず、
0:53:04	本当。
0:53:05	運転上の制限である。
0:53:08	1 回線以上は他の回線に対して独立性を有しているってことが確認できてるはずだと。
0:53:15	3 回線以上が動作可能であるっていうのはこれは何を以てそうだって言っていたんですかね。
0:53:23	まずそこから聞きたいんですけど。
0:53:33	九州電力の
0:53:38	まず 3 回線以上動作可能であることにつきましては現状、
0:53:43	50 万 2 回線と 20 万 1 回線が、
0:53:47	故障ですとか、点検を実施してございませんので、通常ですと非常用母線であつたて、
0:53:54	いる状況が継続しているというところで、確認をしており、
0:54:01	都築さんがおっしゃったように週 1 回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	というのではないんですけど、毎回ですね当直員、
0:54:09	全員の方が
0:54:10	この肥料 5000 円の給電については確認できていおりますので、通常としては、現状の変更前であれば、
0:54:20	単回正常の動作可能であることと独立性については都度確認できている状況。
0:54:27	になる。
0:54:30	規制庁。
0:54:31	ちょっとそこがやっぱりわかんなくて、非常用母線高圧母線の電圧が立ってることイコール、
0:54:38	1Lと2Lが生きてるって、
0:54:42	それはわかるんですか。
0:54:52	江藤、この
0:54:55	まず、外部電源の
0:54:58	制約につきましてはその1L2Lが、
0:55:01	といいますか故障して、
0:55:04	補償ですとか、点検で停止してない状況で確認ができ
0:55:10	規制庁数です先ほど言ったように、
0:55:13	1Lまたは2Lが生きてるイコール非常用母線の、
0:55:18	電圧が立ってるわかるんですよ。
0:55:21	でも、非常用母線の電圧が立ってる。
0:55:24	ていうのは、
0:55:26	行き得る及び2Lが生きているっていうほ
0:55:30	説明。
0:55:31	んなるんですか。
0:55:36	事例を設置してございますので、電力送電時につきましてはその保護リレーで常時監視ができています状態。
0:55:44	になりますので1、50万の1L2Lの建設がそこで確認。
0:55:50	規制庁するそれは主変圧器の保護リレーとか、所内変圧器のリレーの話を、送電線、50万の送電線の、
0:56:00	50万の送電線の堀でって言ってるのは、
0:56:06	500kV GISから1Lに出ていく遮断機の
0:56:13	向こう側の話を言っていると。
0:56:16	その通り。
0:56:19	規制庁宗です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:21	そのホリデーが、
0:56:26	の動作状況を見ないと、1Lと2Lよほども生きてるっていうのは、
0:56:32	わからないっていうことであれば、そこまで見なきゃいけないことです。
0:56:39	常時監視してますので、動作
0:56:43	した場合は警報が出る。
0:56:46	ものになります。
0:56:47	規制庁そうですそこそこそこなんですよ。そこが実は変更後も引っかか
0:56:52	警報が出ているか出ていないかを週1回確認しなくていいんですか。
0:56:59	警報が出れば即時に
0:57:02	元ってできますので、その定期的に、
0:57:05	警報が出ていないことを確認するっていうようなものではない。
0:57:10	いや、規制庁スズキサノさ、まず、71条の2項、両括弧1でこれサーベ
0:57:18	イランスの話をしているので、
0:57:21	サーベイランスとして記録されるわけですよ。
0:57:33	その記録の内容において、警報が出ていないってことを記録してない限り
0:57:37	においては、3回線が生きてるってことはその記録では読み取れない
0:57:53	と思うんですけど。
0:57:57	九州電力の植村です。衛藤。
0:58:04	71条2項の第1項につきましては、今リレーの話等ございましたが、サ
0:58:12	ーベイランスの内容として電圧を確認してございます電圧が立ってる＝
0:58:18	HLニイズそれから予備電源1220kVですね。
0:58:21	機能があるということで確認をしてございまして、
0:58:23	給電してあるかどうかっていうのはこれまた電流計で確認ができる状況
0:58:26	です。
0:58:36	規制庁杉です。電圧はまずどこで測ってるんですか。暑う非常用高压母
	線で測ってるんじゃないですか。
	九州電力の植村です。それぞれ送電線の電圧を確認しております。
	規制庁鈴木です。
	今、
	記載している内容で、
	1週間に1回所用の非常用母線に電力供給可能外部電源3回線以上
	の電圧が確立しているって言うてるのは、
	非常用高压母線の電圧を見てるんじゃなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:40	500 キロ。
0:58:43	V、
0:58:44	ー1L2L、220kVの川内原子力支線の、
0:58:50	電圧をそれぞれ見ていると。
0:58:54	九州電力の方、
0:58:55	その通りです。
0:58:57	規制庁スズキですわ。あそこは、
0:58:59	理解できました。
0:59:02	そうすると、変更後も同じように、
0:59:10	500kVは
0:59:12	殊、従前と同じように、1L2Lそれぞれ電圧見てて、
0:59:18	220kVの方は増強するされた。
0:59:24	原子、先代原子力する連絡線CL2Lと新鹿児島線 1L2L、この四つそれぞれをやっぱり電圧を見るってことになる
0:59:40	はい。九州電力植村です。それぞれ予備予備電源線、
0:59:47	西 4 回線増強されたところの電圧を確認する。
0:59:51	できる状態となる、なります。
0:59:54	城スズキですそこを理解できました。
0:59:58	理解できたんですけども、そうすると、
1:00:02	今のサーベランスの
1:00:04	規定のところは、
1:00:09	週 1 週間に 1 回、
1:00:11	3 回正常のやつが確立していることを見るっていうふうに、
1:00:17	言ってるんですけど実際に記録するのは、
1:00:22	6 回線、
1:00:23	お話を記録していかなきゃいけないので、適切な
1:00:27	方ではない。
1:00:30	6 回線のサーベランスをした上で、
1:00:34	何票 71-1 の運転上の制限である 3 回生以上の電圧が確立しているかどうかというのを判定にしなければいけないんじゃないですか。
1:00:47	九州電力の植村です。こちらは最低 3 回線以上必要。
1:00:54	という表現かと思ひまして、3 回線以上あれば、例えば 4 回線であっても、5 回線であっても、
1:01:04	この規定の要求事項を満足しているという認識でございます。規制庁鈴木です。そこがですね、6 回線のうち、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:13	3 回線までデンス確立してたらそれ以上もう確認をせずに記録もしませんっていうふうに読めるようになってっちゃうんじゃないですかってことを言ってるんです。
1:01:34	九州電力の小柳です。
1:01:37	まずこの変更前でなおが、なお書きの記載が、
1:01:43	であった経緯なんですけれど
1:01:47	動作可能であるですとかこの 1 回線、
1:01:50	以上の独立性に関して、出てきたものではなくてですねそもそもの
1:01:57	後、技術基準要求、
1:02:00	の
1:02:03	45 条の中で一層開放故障についての要求が追加された際にではどうやって検知をしていくのかというところのご説明の中で、
1:02:15	この
1:02:16	予備、
1:02:17	変圧器、
1:02:18	の電流を 1 週間に 1 回なぜ見るのかというところなんですけども、ページ 5 ページを見ていただいてそこの変更前、
1:02:29	にございますけれども通常は 50 万 2 回線から受電できてる状況。
1:02:36	になります。この 50 万 2 回線につきましては、電力が送電しておりますので電流計の指示の確認ですとか常時保護リレーを設置してますので、
1:02:48	そこで一層開放故障が起きてないということを確認できます。さらにそもそもの要求としましては、多重化して、
1:02:57	一層開放故障が非常、一層開放保証発生して非常用母線の電力供給が不安定になった場合に対するの処置を求められてございますので、
1:03:08	多重化していること、あとは常時保護リレー電流計で監視できている状態。
1:03:15	が、で確認ができてるものになるんですけども、
1:03:19	仮に 50 万 2 回線が使用できない場合、もうこれはこの時点で、運転上の制限を逸脱した後の話になるんですけども、
1:03:29	50 万 2 回線が使えない場合に残りの 1 回線、この場合には 20 万の千田原子力支線から電力を供給する必要がありますので、
1:03:40	この際にこの 20 万が本当に
1:03:44	健全なのかどうかというところの確認をどうするのかと、というような議論がございまして、その際には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:53	電流計を週に1回、見ることで
1:03:59	健全であることを確認していきますと。
1:04:02	ということから、保安規定に追加して、この20万2回線が、
1:04:07	50、50万2回線が使用できない場合に、20万1回線から受電できる状態については、都度、電流計を
1:04:18	監視をして、健全性、健全であることを記録として残していくと。
1:04:24	いうところの、ご説明をした上で、この保安規定には文言が追加されている状況になります。
1:04:33	今後
1:04:34	変更工事を実施いたしますと、20万に対しても回線数が増えますので、電流計の指示を1週間に1回確認する。
1:04:45	ことなくですね、
1:04:48	非常用母線の電力供給が不安定にならないことが確認できる状態になりますので、こちらの記載については
1:04:56	今回削除すると。
1:05:00	達成し、
1:05:04	電流計の話んところも聞こうと思ってましたけどそこは理解できたので、いいです。
1:05:11	そうすると、やっぱり、
1:05:14	運転上の制限である3回線以上、
1:05:17	動作可能ってのは電圧が立ってるっていうこと。
1:05:21	それから、1回線以上他の会社に対して独立性を有しているってことも、
1:05:26	それぞれの
1:05:33	封筒の話ですよ。
1:05:34	ルートが、
1:05:37	二つのルートが電圧型、
1:05:39	二つ以上のルートが0、電圧が立っているっていうこと。
1:05:43	これを見るっていう。
1:05:45	ことはわかって、制限もそうなんだけど、
1:05:51	サーベランスってというのは、それがすぐ成立運転上の制限成立した時点で、
1:05:57	測定記録は、
1:06:00	やめちゃう。
1:06:01	てことなの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:03	結集電力の植村です。運転上の制限としましては3回線以上確認することを記載してございますが、その他、
1:06:13	健全な場合6回線である。
1:06:16	確認につきましては、運転基準等の二次文書以下ですね、記載をして確認できるように運用して、
1:06:25	行く。
1:06:26	ものと思われる、
1:06:29	利用していきます。
1:06:31	いやそこそこがサーベランスとして何を記録するのかっていうのが71条の2項に書いてるはずなので、
1:06:40	まず第1項が、運転上の制限は何ですかってこと言ってるわけですよ。それが表71-1なわけですよ。
1:06:48	それが満足してるかどうかを、
1:06:52	サーベランスして見ていきます。どんなサーベランスですかってことが、2項に書いてある
1:06:57	ですね、2項は、
1:06:59	1個満了した時点でサーベランス終わり、記録も終わりっていうふうになるわけじゃないってことであれば、
1:07:06	全部やり切りますって書かなきゃいけないんじゃないですか。
1:07:13	九州電力の熊谷です。
1:07:18	実態としては、6回線あれば6回線来、全部確認して、チェックシートなりにですね、記載して記録を残していくと思いますんで、
1:07:28	例えば玄海の話でいくと限界は4回線ありますけど、この記載は一緒なんですよ。ていうか、ここの記載はもう全電力で、
1:07:37	統一しているところになってまして、各々の
1:07:42	その発電所が4回線あるから、5回線あるから、ここを4にするとか5にするとか、そういう形はとっておりません。ただ
1:07:53	最低限3回生以上あることを確認するっていうことで、この二次文書以下で、二次文書基準だったり
1:08:04	業務標準とかチェックシートだとかそういうところで、
1:08:11	確認して
1:08:14	行っていると。
1:08:15	いう
1:08:16	ことと理解しております。
1:08:21	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:24	他の電力の話は後回しして、まず、
1:08:29	九州電力のナカノ法案規定として、
1:08:33	同じような、
1:08:35	運転制限。
1:08:38	の状況の、の条項が、
1:08:40	同じように書いてありますか。
1:08:43	例えば、
1:08:45	系統が三つあって、
1:08:47	2 系統が動作可能でないといけないっていうふうに
1:08:51	アベなんすわ。
1:08:52	2 系統。
1:08:53	ていうふうに書いてある。
1:08:57	あるんです。
1:08:59	で、次の質問が、他の事業者も同じですっていうとしたら、保安規定の記載の要領として、
1:09:07	そういうふうに書きますっていうことが、ATENA大で皆さん共通の認識として、
1:09:15	記載要領みたいなのところにその話が載ってるんですかって。
1:09:19	最後三つ目、保安規定の審査基準。
1:09:23	それで本当に満たしているのかっていうところを、この三つを知りたいんですけど。
1:09:44	九州電力の植村です。先ほど鈴木さんおっしゃいましたほ。当社の保安規定で、要求数と確認数、
1:09:55	このように記載されてるかというところですが、先ほど熊谷の方から申しました通り玄海原子力発電所の保安規定におきましても、4 回線ある。
1:10:06	送電線、
1:10:08	のうち 3 回線を確認するサーベイランスとなっております。規制庁ツジしませんそれは外部電源以外にありますか。
1:10:18	この場で答えられなかったら確認していただいて、さっきの三つの話をちょっとまとめていただきたいんですけど。
1:10:28	九州電力の植田です。衛藤先ほどいただいた三つの点につきましては持ち帰り確認して、また別途ご回答させていただきます。
1:10:41	規制庁。
1:10:42	です。そこをお願いします。まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:46	71 条について、
1:10:51	確認したかったところは、私は、
1:10:55	大体確認できたんですけど、
1:10:59	他に、
1:11:01	規制庁側からありますか。
1:11:07	慶長の仲川ですけど。
1:11:10	最初の話であった
1:11:14	電力、受電系統とかそこら辺の定義のお話が、
1:11:18	結局、
1:11:19	上流である許可に基づいて保安規定も同様にということかと思っ て、
1:11:27	先ほどの話で、少し改めてそこはどこまでが、
1:11:32	どういう定義でこう範囲として現れているのかということでは、
1:11:37	またご説明いただくのかなと思いつつ、
1:11:41	それで、
1:11:43	こちらの
1:11:44	資料 2 の補足説明資料D、
1:11:48	右下の、
1:11:52	同 20 ページから上流文書設置許可し、
1:11:57	変更許可申請書から保安規定の記載方針というところで、
1:12:02	変えていって、
1:12:06	どう、
1:12:07	右下の 25 ページ 2 設置許可申請書本文と添付書類でそれぞれこう書 いてますというのが、
1:12:15	一応書いてるんですか。
1:12:18	と、この、
1:12:20	一番左の本文で言うと、
1:12:24	これはだから事前システムの今回の変更に伴った許可が
1:12:32	これであるってそういうことですか。
1:12:35	ということでもいいんですかね。
1:12:37	うん。
1:12:39	はい。その認識で、
1:12:41	岡部さん。
1:12:42	それで、
1:12:44	頭んのところからその他附属設備の構造設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	以下の通り変更するは、
1:12:55	本部はこれだけ。
1:12:57	なんでしたっけ変更。
1:13:01	(1)の常用電源室の構造の2の外部電源系の
1:13:07	変圧器とか非常用電源設備の工場の受電系統とか、
1:13:12	ローマ数字とか書いてあるんですけど、
1:13:15	それはここに表れてるんですか何か。
1:13:18	Aポツの1号炉というところを見ると、
1:13:22	ローマ数字2の外部電源系というところしか書いてないんですけど他は。
1:13:28	変わってないっていう理解
1:13:31	九州電力の小柳でございます。はい、おっしゃる通りでこの設置許可の本文につきましては、その他の申請段階で変更している箇所について記載をしております。
1:13:42	ですので衛藤変圧器ですとかそういうところに変、記載の変更はございませんで、こうした箇所につきましては220kV4回線こちらもともと1回線であったものを、
1:13:54	4回線として外部電源の回線数をふやしますというところになりますので、その
1:14:01	箇所につきましては、記載しておりますので本文につきましては
1:14:06	内容になります。
1:14:08	他のローマ数字の計上中ですけど他の数字、ローマ数字の1の受電系統とかこういうところはそもそも何か記載があるんだけど、
1:14:17	それはこの、
1:14:19	申請書上は変わってなかったからここに書いてない、そういう理解でいいんですか。そうですねおっしゃる通りこちら記載はございます。ただ今回の工事をする範囲としては変更ございませんでしたので、はいこちらにつきましては記載
1:14:33	をしていないというものになります。
1:14:36	わかりました。事実関係確認はわかったとして、
1:14:42	多分先ほど冒頭で少しこちらからも話した結局、定義なりその範囲っていうのが、
1:14:51	これだと許可で堂々表されていたかっていうのは、多分わからなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:56	これはこれ多分様式としてその上流文書から保安規定の記載内容という ことで変更部分だけを抜粋してこう比較しているんですけど、
1:15:06	許可上でそういう受電系統なりですね、そういうその外部電源系統なり そそういうところの、
1:15:15	記載がどうであって、
1:15:17	多分添付書類 1 町でも、この文字だけじゃなくて結局図かなんかでも一 応示されているんですよきつとね、もともとの。
1:15:27	許可、
1:15:31	許可申請書全体から見てない。
1:15:34	九州電力の小柳でございます。添付、
1:15:38	右、左から 2 番目の列に添付書類の記載がありましてそこで、詳細にこ の 4 回線についての
1:15:46	実ルート 4 回線を合計
1:15:54	名刺。
1:15:56	この文章に、
1:16:00	外部電源の A 系統、
1:16:03	等を添付図としても記載してございますので、その許可時の申請の中 には、
1:16:11	何かそこら辺のですね、定義を説明されるのであれば上流文書でその 上流文書である許可申請書として、
1:16:20	そういう系統図も含めて、本文添付でどういう記載をしているかという観 点を、
1:16:28	も含めてですねちょっとご説明していただきたいと思うんですが、いかが ですか。
1:16:42	はい。九州電力の植村です。す。
1:16:46	設置変更許可の申請時の、
1:16:50	変更箇所それから、
1:16:54	変更図を用いて本規定の、
1:16:58	補足説明資料として記載するよう検討。
1:17:03	はい。よろしく申し上げます。
1:17:09	はい規制庁スズキです。
1:17:13	受けてです。
1:17:15	87 条。
1:17:19	ですけども、これは直接的には私の方から、
1:17:23	確認することはないんですけども、規制庁側、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:30	87 条そのものでなくても大丈夫ですか。はい。
1:17:34	付則に行きたいんですけども、
1:17:39	まず、付則の 3、
1:17:44	これ 71 条側に関連することですけど、
1:18:05	とりあえず資料 2 の方で、
1:18:09	39 ページ以降で、
1:18:19	付則の 3 の、71 条の電源について 220kV送電性の多重化に伴う
1:18:29	工事に係る使用前検査終了日以降に適用しますというふうに言っていて、
1:18:36	それは、
1:18:39	次のページで、図 1 の状態を表しますっていう。
1:18:45	説明があるんですけども、
1:18:48	ここでよくわからないのが、
1:18:55	等、
1:18:56	工事ステップ図。
1:19:00	だ。
1:19:02	当資料 2 の、
1:19:06	43 ページ以降に、
1:19:09	出てきて、
1:19:12	ぱっと見ると、
1:19:15	等、
1:19:17	4
1:19:19	が、先ほどの、
1:19:22	付則 3 でいう状態です。てる 40 ページ、
1:19:28	と同じかなと思うんですけども、
1:19:32	実は、
1:19:37	ステップ 5 っていうのを、
1:19:40	になると、
1:19:42	1 号機側が、
1:19:45	500kVの、
1:19:49	電力系統に繋がらない状態に変わっていて、
1:19:56	最終的にステップ 6 になると。
1:20:00	1 号も 500kVに繋がりますよっていうふうな、
1:20:04	けど、
1:20:06	ステップ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:08	読んだ。
1:20:09	なったらもう大丈夫です。
1:20:11	ステップ 5 になっても大丈夫な状態は変わりませんって。
1:20:16	というのが、
1:20:21	本当にそこって違わないのかどうかってのがちょっとよくわからなくてですね。
1:20:26	最終的に結局だから、
1:20:29	不足の算定、
1:20:35	何ルート何回線、
1:20:38	或いは 500kV が生きてなきゃいけないのかどうか。
1:20:44	てというのが、
1:20:48	どういう観点で、
1:20:51	条件がそろってればいいということをこの、
1:20:55	220kV 送電線の多重化が完了したっていうふうに、
1:21:01	言うのかがちょっとよくわからないなど。
1:21:04	これ結局、
1:21:06	1 号の送電が神奈川かな、500kV に適うかなわらないかって関係なくて、高圧母線非常用高圧母線に、
1:21:16	500kV 側から受電できるかどうかっていう。
1:21:20	ことが重要なので、
1:21:24	その関係性が、
1:21:27	ステップ 4 とステップ 5 で変わらないんですよっていうのを、
1:21:32	どうやって説明するのかちょっと、
1:21:36	さっき言った、何ルート何回線みたいな。
1:21:39	その言い方で説明できちゃっているのかどうか。
1:21:43	そこをちょっと説明してもらえますか。
1:21:49	と九州電力の小柳でござい
1:21:51	まずこのステップ 4 の段階で 71 条が適用開始となります。71 条に関しましては 3 回、外部電源が 3 回線以上動作可能であること。
1:22:03	と、そその上流の接続先の独立性ですね上、一つの変電所に接続されてない独立性、この二つを
1:22:12	運転上の制限として満足する必要がございます。
1:22:19	ステップ 4、ページでいきますと、
1:22:22	この 71 条の適用を開始するステップ 4 の状態ページ、A 氏、資料 2 の 8 ページの右下 46 ページになるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:33	この場合に、1号機と2号機のそれぞれで71条の機器を、
1:22:39	状況についてご説明させていただきますと、
1:22:43	まず1号双子ともになんですけれども、50万2回線、こちらは
1:22:51	50万2回線は主変圧器を通りまして所内変圧器、
1:22:56	を通りまして非常用母線の方へ受電できる状態となっております。
1:23:02	一方で20万の4回線、こちらに関しましても、予備変圧器を経由しまして、それぞれの非常用母線に給電できる状態となります。
1:23:15	ですのでステップ4につきましては、外部電源が回線数6回線それぞれある状態。
1:23:23	が、ここで完成いたします。
1:23:26	この時に独立性に関しましても、50万は南九州変電所に接続してございますし、20万につきましては1000冊系統開閉所及び新
1:23:37	鹿児島変電所というこの三つの箇所から給電できる状態となりますので独立性についても満足できる
1:23:45	状態となります。
1:23:47	続きましてこの後に
1:23:49	新しい50万の開閉所にそれぞれの部屋発電級を接続する工事に移っていく。
1:23:57	ですけれども、1ページめくっていただきまして47ページ。
1:24:02	こちらの状態の時に鳥栖スズキさんが
1:24:08	頃になるんですけれども、ステップ4と違いがあるかと申しますと違いはございます。
1:24:15	その違いの点なんですけれども蓋号機につきましては、ステップ4とかあり、
1:24:21	1号機に関しましては20万の送電線4回線から予備変圧器を介しまして非常用母線に給電ができる。
1:24:32	状態なんですけれども、50万の2回線につきましては、この非常用母線に接続できない状態にこの期間はなります。
1:24:41	ですので保安、
1:24:43	あと1号機に関しましては外部電源4回線から受電可能な状態。
1:24:48	となりましてその4回線につきましては上流の接続先が、
1:24:52	省察系統開閉所及び新鹿児島変電所、この2ヶ所、
1:24:57	から給電。
1:24:59	しますので、71条の要求事項と照らし合わせますとこの1号機の段状況でも、満足している状態が継続すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:09	いうものになります。
1:25:13	ご説明は以上となります。
1:25:23	A規制庁数です。今の説明は、ステップ 5 は、
1:25:29	3√5 回線に、
1:25:34	なっていて、
1:25:36	ステップ 4 はす。
1:25:38	3 ルート 6 回線、
1:25:40	だけれども、
1:25:42	先ほど言った運転上の制限は、
1:25:46	3√5 回線でも満たしているので、
1:25:51	3 回線以上って話と、
1:25:55	それから独立性の話を満たしているので、
1:25:59	ステップ 4 からステップ 5 で、
1:26:01	若干違うけど運転上の制限を満たせるので 71 条もステップ 4 から、
1:26:07	言っているなあ。
1:26:08	そういう話をされたってことですね。
1:26:11	はい。九州電力小柳でございます。1 点
1:26:15	ステップ 4 につきましては 3 ルート 6 回線から 1 号双子それぞれ事前に、
1:26:23	えーと、
1:26:25	47 ページにつきましては 1 号機につきましては、3 ルート 6 回線ではなく、2 ルート 4 回線から受電できる状態にはなりますけれども、
1:26:35	71 条はこの状態におきまして満足、
1:26:39	している状態で継続。
1:26:41	ものに、
1:26:42	規制庁そうです Step5 で、
1:26:48	2 号機、
1:26:49	所内用変圧器から 1 号側の高圧母線ってこれ給電できないんですけど。
1:26:57	厳密に SA 耐冒頭では、号炉間の融通ラインはございます。
1:27:04	ただ今の受電系統の変更につきまして、JB としての、
1:27:10	ものになりますので、
1:27:12	受けれるかというご質問であれば受けれるラインは、
1:27:18	規制庁スギタわかりましたそうすると、
1:27:23	そして等は、宮 KV2 ルート 4 回線、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:30	ですと、
1:27:31	それを考える等、
1:27:40	何かステップスリーだって、71 条を満たせるように思えて 1 号機は、
1:27:47	3√5 回線、2 号機も 3.5 回線、
1:27:54	になってるし、
1:27:56	でもこれは共用、そもそも、
1:27:59	宮kV側の方の 2 ルートの供用開始をここで、
1:28:04	できないので、
1:28:07	そこで切り切り分けが来ると。
1:28:10	一部使用承認みたいなことはしないってことで、
1:28:14	沖さんおっしゃる通りですねステップ 3 の状態におきましてもその 71 条の要求、
1:28:20	につきましては、満足した状態にはなりません。
1:28:25	このステップそれぞれのステップで一部使用承認をもらう形で今、
1:28:33	お話をさせていただいてる状況ですので、それぞれの段階で、一部使用承認という形にはなるんですけども、
1:28:41	どこで適用替えするかっていうところの付則の書き方をするときこのステップ 3 の状態ではですねまだ 220kV送電線、
1:28:52	がすべて工事を完了していない過渡期の状態になりますので、
1:28:58	付則として適用を開始するのはあくまでも 2、
1:29:03	220kVが 1 回線から 4 回線への変更工事が完了した後が一番適切なタイミングだろうと考えておりまして、ステップ 4 のところで適用を開始するという、
1:29:21	なくしてちょっとわかりました
1:29:24	ちょっと過渡期の一部仕様書にかけてるところは、一層開放のところはちょっと余分になっちゃうけど、とりあえずそれはやり続けますっていうことで、
1:29:34	で、
1:29:35	2 ルート 4 回線全部が供用開始できるという、合格が出た時点で、
1:29:41	そこのちょっと無駄になってるところはやめますってそういうことですね。
1:29:47	はい、おっしゃる通りでございます。
1:29:52	はい。そこは理解しました。規制庁側から、
1:29:56	何か聞いたことがあります。
1:29:59	規制庁の方はちょっとすいませんステップ 5 のところで、ちょっとあんまり理解でき、できてなかったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:05	1号機の説明はあって2号機の方は、
1:30:11	これは外電の3回線用とかそそいうのは、先ほど何か1号機と耐雷があるみたいな話はしてでもそれは何か、
1:30:22	一応、
1:30:23	正常の話で置いといてといった場合2、
1:30:27	2号機側は3回線以上はこれで確保できるっていう
1:30:36	九州電力谷口です。ステップ5の状態におきまして2号機側につきましては、新開閉所側の予備変圧器、衛藤、
1:30:46	ミギタ47ページのオレンジで20万系統を示しております予備変圧器から15線受電ができますので、
1:30:53	こちらの4回線も2号機側、
1:30:56	事前可能系統となって
1:31:03	利便がつき、
1:31:06	Step5ですよ。はい。ステップ5の一番、
1:31:13	記載され
1:31:13	たその
1:31:15	号機予備変圧器
1:31:19	記入を、
1:31:24	こちらから、深野木上のまま、
1:31:29	アでは一応このラインは、
1:31:32	空にできる
1:31:35	2000以上は確保できるとそういう説明ですか。はい、おっしゃる
1:31:47	アノばかりした、この場合はだから、
1:31:51	特段予備変圧器の点検とかそういうのは別にししないということで、
1:31:57	てっていうことでいいでしょう。
1:32:00	認識の通りこのタイミングにおいて予備変圧器等の点検を実施するという
1:32:07	こ
1:32:08	わかりました。とりあえずわかりました。はい。
1:32:14	規制庁鈴木です。それじゃ、
1:32:19	87条側の方の不足ですけれども、
1:32:33	連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降に、
1:32:39	適用しますって、
1:32:41	ですけど。
1:32:49	その状態が資料2で41ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:54	ところに、
1:32:55	これは、
1:33:00	工事ステップを見る。
1:33:11	ステップ 5 に、
1:33:13	相当して、
1:33:16	ステップ 5 なので、
1:33:23	220kV、
1:33:26	の、
1:33:27	4 回線のどれかの、
1:33:30	点検、
1:33:32	500kVとに関してのどれかの点検、あと、
1:33:39	1、新しく作った 1 号機予備変圧器の点検、
1:33:44	どれを行っても、
1:33:47	71 の運転上の制限を、
1:33:50	満たせる状態に、
1:33:54	なっている。
1:33:56	なっている。
1:33:59	なっているんですかね。
1:34:01	よくわかんないのが、1 号、1、
1:34:04	瀧川連絡用変圧器を使うので、
1:34:08	220kV2 ルート 4 回線があるから、
1:34:13	3 回線以上と。
1:34:16	独立性が、
1:34:18	説明できた。
1:34:20	動きについては、
1:34:24	ステップ 5 の段階で、12 号及び変圧器が点検に入って、
1:34:29	したときは、
1:34:35	これ、足りないんじゃないですかね。
1:34:38	運転上の制限を満たしてるんですかね。
1:34:41	ちょっとそこはよくわかんない。
1:34:47	九州電力谷口です。都築さんおっしゃられてる通りステップ 5 の断面において、12 号機の予備変圧器を点検を実施した場合におきましては、おっしゃられてる通り外部電源の要求 3 回線以上というのは確保ができない状況となります。
1:35:02	ただ今の工事の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:05	実際の工程においてここを点検をするという計画は実施しておりませんので、このステップ 5 の時点で、
1:35:15	87 条等の適用が開始できるものとして整備をしてございます。
1:35:27	規制庁スズキです
1:35:32	様にそんなこと書いてないんです。
1:35:39	補足 4 例、連絡用変圧器の使用前検査が終了したら、
1:35:46	12 号の予備変圧器の点検もしても、
1:35:50	いいことなっちゃうんじゃないんですか。
1:35:56	そんな時にアヲハタはもう、
1:35:59	ないけれども、
1:36:01	やっちゃいます。
1:36:02	ていうのができる状態に見える。
1:36:06	九州電力の小柳でございます
1:36:09	87 条適用開始した以降に予備変圧器をも点検することになりましたら 運転上の制限を逸脱して実施するという認識での、
1:36:20	点検になりますので、
1:36:22	我々としては、運転上の制限を逸脱してまでの点検は計画はもちろんし ませんけれども仮に
1:36:31	この不足を
1:36:33	適用したとしますとそういう状況になるという認識のもとに、
1:36:39	あります。
1:36:46	規制庁スズキですそれは、
1:36:50	よろしくないと思うんですけどいややる、やる予定がないっていうのを、
1:36:55	もう、
1:36:56	我々担保できないので、
1:37:01	九州電力の小柳でございます。最も、もともとその 87 条としましては保 安規定を満足する形を継続しないといけないんですけれども、どうしても も必要な設備数、
1:37:14	と要求数がイコールの場合は、点検が実施できない。
1:37:20	状態になりますので、そういうものを点検できるように 87 条としまして、 予防保全を目的に、あらかじめ計画を立てて、運転上の制限を逸脱す る状態での点検を行いますという宣言をしているものが、
1:37:36	この 87 条の位置付けだと認識してございますので、
1:37:42	もちろんもともとこの 87 条自体を実施せずに運転で、
1:37:47	意見もできる状態。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:49	ば、
1:37:50	あるべき姿、
1:37:53	あとは、だと認識してございますので今回、
1:37:56	は、その要求数に対しましてその要求数以上の設備数を設置する。
1:38:02	状況に、我々としてしますので、
1:38:06	問題ないのかと考えております。
1:39:03	規制庁それでちょっとよくわからないので、
1:39:08	保安規定の審査基準で、
1:39:18	維持管理だとかそういったところを含めて、
1:39:23	今言った
1:39:25	てるところは、
1:39:27	ステップ5の段階で予備変圧器の点検に入る。
1:39:34	運転上の制限を逸脱してしまうっていうところを、
1:39:40	適用されてしまうっていうことが、
1:39:43	本当に
1:39:46	審査基準上許容されるのか。
1:39:51	ちょっとその辺の説明を、
1:39:54	追加して欲しいんですけど。
1:40:02	何かここ位に、
1:40:05	運転上の制限を逸脱するっていうことがそもそも、
1:40:09	許される。
1:40:11	のかも含めて、
1:40:18	九州電力の植村です。すいません、もう一度よろしいですか。
1:40:25	はい。87条の青田ハタ作業として、外部電源を取り除いてしまったわけですね。
1:40:35	ステップ5の段階で、
1:40:37	1号の予備変圧器の点検をやるつもりはない。
1:40:42	とは思いますが、
1:40:44	どうしてもステップ6はなくて、
1:40:47	やらざるをえない状況になったときに、
1:40:51	やりますっていうのは故意に、
1:40:54	運転上の制限を逸脱する行為をするわけですね。
1:40:57	そもそも運転上の制限逸脱ってのはこれは偶発的な故障だとかそういうことに対して、
1:41:03	現状こうなりましたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:06	必要な措置を施していきますってことですけど。
1:41:09	故意に逸脱させたので、
1:41:13	必要な措置を施していきますっていうことをやっても、
1:41:19	大丈夫なんです。
1:41:22	県の審査基準上、そんなの許されるんですかね。
1:41:25	九州電力の植村です。例えば、
1:41:29	の話で考えますと、考案設備であるポンプ、
1:41:34	この中にポンプでありますとか必要台数 2 台の状況におきまして、何らかの点検が必要な場合、故障と兆候が見られたときに、補修を行いますが、
1:41:45	そこは機能が維持できてないと判断した時点で LCO になると考えますので、
1:41:53	それらと同じように、予備変圧器に何らかの異常が生じて、点検が必要となった場合はアヲハタではなく赤旗と、それその他同様なポンプ、
1:42:04	イノウエ清野ポンプとかと同様に、赤旗作業になると考えております。
1:42:12	だとすると、ひょっとするとステップ 6 がいつまでたっても、5 年も 10 年も終わんなかったとしたら、1 度も点検しないっていう、
1:42:21	ことで故障するまで、
1:42:23	使い続けるっていう、そういうことになって、故障したら、運転上の制限逸脱しましたっていうことになるってこと。
1:42:32	まずそれ自体がレンジホウジョウ許されてるんですか。
1:42:38	九州
1:42:42	必要な、間周期での点検というところは定めて管理してございますので、それを超過するという点については、
1:42:53	その理由等を踏まえて問題ないことを確認した上での整理になると思うんですけども、だから、
1:43:00	この工事が終わらないのでずっと点検しないのかということ、もうそういう、
1:43:04	おそらくそういう状況ではないので、赤旗として点検が必要になってくる。
1:43:10	ものだと認識しております。
1:43:12	おっしゃる通りじゃその、
1:43:14	点検をすることを赤旗作業として、
1:43:18	やっていいのかというところが
1:43:21	本て、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:22	イトウの要求の中で、
1:43:24	どう、ちょっと関連してるのかというところをすみません今私も、
1:43:35	規制庁でちょっとまずそこを確認したくて、
1:43:42	炉基ヒロキホウジョウを、
1:43:45	点検の義務がなかったとしても、
1:43:48	電事法上、別の法令として、点検の義務があって、
1:43:53	点検をする行為が故障とみなすわけじゃないんですよね多分。
1:43:58	故意に、
1:44:00	逸脱する
1:44:07	ちょっとちょっとだからその、いや、偶発的な故障で、
1:44:12	すみません運転上の制限逸脱しました、必要な措置を施していますっていうのはそれ、あるわけですよ。
1:44:21	だからこそ必要な措置を求めている、
1:44:24	いるんですけど、
1:44:26	それを定めているから、
1:44:31	土器法では求めてないけど別の法令でやんなきゃいけない法定点検を、
1:44:37	したときに、
1:44:38	逸脱しました。
1:44:40	リーマン。
1:44:42	偶発的な故障ではないですよ。
1:44:52	そそこも含めて、ちょっと、
1:44:55	今の保安規定の審査基準、
1:44:58	上を、
1:45:00	特段問題ないのかどうか。
1:45:05	適合しているっていうのかどうかっていうところも含めて、
1:45:09	説明をしても、
1:45:12	私の言いたいことは、
1:45:32	規制庁スズキです。それはそれでちょっと確認してもらって、
1:45:36	一方で、なぜ、
1:45:41	ステップ 6 まで、
1:45:44	行ってから、
1:45:47	付則の 4 を、
1:45:48	適用し、しないのか、そこをなぜ早めたいのか。
1:45:53	何か理由があるんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:06	と九州電力コヤナギでございます。このふそく上の記載を、これまでの実績等を踏まえましてちょっと書き方を検討して、
1:46:17	くる中でですねやはり
1:46:20	主要米検査の終了時点、今回一部使用承認、
1:46:24	の受領時点もあるんですけども、そういった衛藤トリガーになるものに紐付けて適用開始する。
1:46:31	できる
1:46:32	と。
1:46:33	判断をいたしましたので、それでいきますとこのステップ
1:46:40	A段階になりますので、そこで適用開始という、
1:46:45	整理、
1:46:47	ただそのステップ 6、
1:46:49	が完了した時点、
1:46:51	で適用開始するということこの付則の、
1:46:54	方を、
1:46:57	検討できないのかと言いますとそこは
1:47:01	そういう検討もできるのかなと。
1:47:08	タイミングとしまして、
1:47:10	使用前検査の
1:47:11	終了日というところで、運用を開始するのが適切、
1:47:21	新名
1:47:22	規制庁そうですね。6 記号として、まず、
1:47:26	付則 3 の、
1:47:28	220kV送電線の多重化の使用前検査って言うのは、
1:47:33	設備そのものっていうよりかは、基本設計方針として必要な回線数を、
1:47:39	変えますっていう。
1:47:41	衛藤。
1:47:43	基本設計方針検査なのかよくわかんないんですけどそのタイミングのことを言っていて、で、
1:47:49	付則 4 の連絡用変圧器っていうのはこれは設工認、
1:47:53	で手続きをした。
1:47:56	工事。
1:47:56	の使用前検査のことを言っていると。で、
1:48:00	500kVのDIS側、新しいCせ、新しい位置に設置するGISこれは、
1:48:09	直接的に炉規法上の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:12	適用を受けるところじゃない、ないよ。
1:48:16	ところだとしたら、そのタイミングがないってこと言われてると。
1:48:23	そうですね後、50 万の更新につきましては要目表ですとか基本設計方針の変更のない、
1:48:31	工事になりますので、
1:48:35	そういう星大前というようなトリガーにがちょっとない。
1:48:55	規制庁鈴木です。
1:48:58	じゃ、完全に炉規法の世界の中でいうと付則 4 は、ステップ 6 だっというふうに読んで、
1:49:05	間違いはない
1:49:17	そう。
1:49:18	はい。
1:49:19	ないように、
1:49:22	補正が必要かどうかというと、
1:49:26	規制庁する、多分ですね基本設計方針、
1:49:30	画を満たす一番最初に、
1:49:33	満たすのは確かにステップ 4 だって読めるんですけど、ステップ 5 になったときに、
1:49:40	1 号機側は、
1:49:46	3 ルート 6 回線じゃなくなっちゃうんですね。
1:49:57	九州電力の小柳でございます。この Step5。
1:50:00	につきまして、
1:50:02	は、
1:50:03	予算ルート 6 回線のうちの 50 万 2 回線が、
1:50:09	工事、
1:50:10	により、使用できない状態。
1:50:14	になります。
1:50:16	すいません基本設計方針ってどっかに
1:50:19	補足資料か何かで、
1:50:21	載ってるところあります。
1:50:26	すいません。今回の中に、基本的方針の記載は、
1:50:34	規制庁続けてわかりましたちょっと基本設計は、すいません。
1:51:07	基本設計方針、九州電力でございます。基本設計方針につきましては、補足説明資料 2 の通しページ右下 29 ページでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:26	失礼しました。一層開放の件ですのでエース回線数の件につきましてはちょっと記載はございません。
1:51:35	規制庁都築です。ちょっと規制庁が改めて、
1:51:39	施設購入の基本設計方針を、
1:51:42	確認しますけど、
1:51:44	ステップ4で、
1:51:46	基本設計方針の記載をいたしましたって言った後にステップ5で、
1:51:51	満たさなくなる。
1:51:53	ていないかどうか。
1:51:55	ていうところを含めて、今の不足さんも不足4も、
1:52:00	ちょっともう1回本当にそれでいいのかっていうところを、我々も確認しますので、
1:52:06	九州電力の方ももう一度、
1:52:08	確認して、
1:52:09	ください。
1:52:12	そそっちの方でもし何かしら不足、
1:52:17	記載を変えなきゃいけないことになれば、
1:52:20	さっき言ったステップ
1:52:24	予備変圧器の点検云々って話は飛んじゃいますので、
1:52:29	ちょっとまず先に、基本設計方針をステップ5でも満たしているのかわるか。
1:52:34	確認した上で、もしそれを満たしてるっていうことであればさっき言った。
1:52:41	Step5で予備変圧器の点検をするっていうことについてのナカハタって議論
1:52:48	再現すると。
1:52:51	その順番でちょっと確認を。
1:52:54	していきたいと。
1:52:56	九州電力の方もちょっとそこを書く。
1:53:04	おっしゃることは理解。
1:53:09	Step5、右下、資料2の右下47ページ。
1:53:14	2、
1:53:15	の状態で、
1:53:17	この47の状況におきまして50万のGISにつきましては検査を完了。
1:53:26	いたしますので、この50-30ですとか50-40の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:31	遮断器、
1:53:33	等につきまして受電できる状態までがステップで確認をいたし、
1:53:38	今の現状におきましても送電線を一部張りかえ等で、
1:53:44	間にいる、
1:53:45	ルート3回線の現状ですけれども、青旗作業等で、送電線を一部
1:53:52	電線張りかえ等の
1:53:55	を実施しておりますので、その作業期間中におきましては、リルート3回線のところが、その2ルート参加者の満足できない状況というところも、の現状でもございます。
1:54:07	今回のこのステップ5の断面につきましては
1:54:12	その整理と、同様にですね、
1:54:15	2ルート、3ルート6回線の内容で、工事系、
1:54:21	各認可申請の中で、
1:54:24	そういう内容については確認をした上で、
1:54:26	それ以外の50万の送電線の切り換え、
1:54:31	等につきましては、
1:54:33	一部その張りかえ工事と活動、
1:54:36	等と同様にですね。
1:54:38	必要。
1:54:39	回線数を満足した上での工事を実施するということで考えて、
1:54:59	規制庁宗です。でもステップ5は、220kVの、
1:55:05	下、川内原子力連絡線、新鹿児島線から、
1:55:10	連絡用変圧器を介して50、500kV GISの方に、
1:55:16	送受電してるだけであって、
1:55:19	さっき言った外部電源っていう定義からすると、
1:55:23	500kVの川内原子力線が、南九州変電所に繋がってるところまで含めて、
1:55:32	定義が入っているので、
1:55:34	基本設計方針で外部電源っていうふうに言ったときに、
1:55:38	それが何ルート何回線って書いてあるとしたら、
1:55:42	この500kV GISの遮断器、
1:55:47	より電力系統側の方要するにブッシングから、
1:55:52	電力網の方に繋がってるところも含めて、エース基本設計方針に書いてあることになるので、
1:55:59	ちょっとその書き方がどうなってる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:02	それによって多分、本当にステップ 5 で基本設計方針を満たしているのかどうかというところが決まるんじゃないかなと思うので、さっきの外部電源とか電力受電システムの定義、
1:56:15	もあわせて、
1:56:16	議論しないといけ
1:56:20	ないカコヤナギでございますはい、おっしゃること、
1:56:23	機械、
1:56:26	4 のページ 46 ページでございます。
1:56:30	このステイ
1:56:32	D3 ルート、
1:56:34	6 回線が成立してるとか、
1:56:38	1 号、
1:56:40	50 万につきまし
1:56:42	今の既存
1:56:43	でしょう。
1:56:44	で、に接続した状態でその上流の接続先については南九州変電所になります。
1:56:51	この開閉所の、
1:56:56	更新をするという工事になりますので、基本設計方針と、その工事計画認可申請に必要な内容についての
1:57:06	変更となる工事はこの後実施されない。
1:57:11	ものになってますので、
1:57:15	そういう状況ですというところを、
1:57:21	規制庁スミダからステップ 4 では、
1:57:24	大丈夫だろうなっていうことはさっきから、
1:57:27	言ってるわけですよ。
1:57:29	ステップ 4 は 5、50 キロ、500kV の、
1:57:33	川内原子力線の方は、
1:57:37	現状の 500kV GIS を介して、1 号も 2 号も、
1:57:43	そう受電できる状況になってんのはわかってるので、
1:57:46	なので、
1:57:48	オレンジで書いてある 220kV の方が完成すれば、
1:57:54	これで 3 ルート 6 回線っていうのが、先ほど言った、外部電源もしくは受電システムという定義に、
1:58:00	すべて満たしてる状況になるのかなっていうのはわかる

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:03	のステップ 5 になると、
1:58:05	それが 1 号側は 500kV 原子力川内原子力線の方の、
1:58:12	南九州変電所の方に繋がるところが、
1:58:15	15 ギガだけなくなっちゃうので、
1:58:19	それが、
1:58:20	さっき言った外部電源っていう定義含めて、
1:58:23	3 ルート 6 回線とか、
1:58:26	そういう記載がもし基本設計方針の方に書いてあるとしたら、
1:58:29	そこで満たせなくなっちゃう。
1:58:32	ていう話を確認しましょうね。
1:58:39	ましてや、
1:58:43	九州電力熊谷です。
1:58:46	大体理解できたとは思ってるんですけど、念ための再確認で、
1:58:51	よろしいでしょうか。
1:58:52	今のお話でいくと、我々、今まで 3 ルート 6 回線ということで、
1:59:00	モリずらさ先ほどのステップ 4 の時点で、3 ルート 6 回線はもう確立する
1:59:06	ということで、思って今、こういう資料を準備してきているんですけど、鈴木さんがおっしゃるのは、例えばす。
1:59:15	4 の図でもいい。
1:59:17	50 万としては、まだ工事が終わってなくて、点線のところが残って、
1:59:23	点線のところに 50 万を振り替えるっていう工事。
1:59:27	が、
1:59:28	残っているのに、3 ルート 6 回線が成立しているのかどうか。
1:59:34	そこら辺をしっかりちょっと基本設計方針の書き方を踏まえて、
1:59:39	確認をしてくださいという。
1:59:42	ご指摘。
1:59:43	鳥飼
1:59:43	規制庁スベンそこはちょっと誤解があって、ステップ 4 で、
1:59:48	新しい親kVのGISだろうが府現状のGISだろうが、
1:59:54	どっちでもいいとっていて、
1:59:58	ステップ 4 の段階で、3 ルート、6 回線が確立しているのは確立してると思ってるし、
2:00:06	先ほどの外部電源っていう定義とか、
2:00:10	範囲の定義だとか、受電系統って範囲の定義とかもこれでもう確立してると思ってるんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:17	だけど、一旦そこで確立したんだけど、ステップ5で、1号機は、
2:00:23	それを崩してませんかという話をしてる。
2:00:27	2号機は確立したまんまですけどね。
2:00:31	逆に言うとステップ5からステップ6に行く時に容器は一瞬崩す可能性があって、
2:00:37	一瞬ってのはどのぐらいの期間かわからないけど、
2:00:40	崩す可能性があって、
2:00:43	だからそういった、一旦崩れる状況が1号にも2号にもあるはずで、それが本当に基本設計方針を満たした状態に、
2:00:52	なってなかったとしたら、
2:00:54	そこです、まずそもそもね、基本設計方針。
2:00:58	感じたわけですよ。
2:01:00	いや、基本設計方針どう書いてあるかって確認しなきゃいけないですよ。
2:01:04	確認した上で、ステップ5っていうのが1号とか2号で、
2:01:09	500、500kVの方の、
2:01:13	送電ルートが崩れるっていうのを許容できるのかできないのかっていうところを、
2:01:18	確認しましょうって話をしてます。
2:01:25	了解しました。
2:01:31	規制庁鈴木です。私から補足んところで確認したいところは以上です。
2:01:42	規制庁側の方は今日の時点で、
2:01:46	ちょっと申し訳ないけどまだ全部読みきれてなくて、
2:01:50	今の時点で確認したいなと思ってるところは以上。今日の時点では以上になります。ちょっともう少しよ、読んでいて、もう少し聞きたいところが出たりする可能性があるんで、
2:02:01	そこはちょっと申し訳ないです。次回のヒアリングでまた改めて、
2:02:08	九州電力の方は、今日の時点で
2:02:12	確認しておきたいこととか、スケジュールスケジュールあと話し合ったりしますけど、
2:02:17	他にありますか。
2:02:21	はい。九州電カクマガイです特にございません。
2:02:25	規制庁鈴木です。すいません大分時間超過しちゃって申し訳ないんですけど、
2:02:30	今後のスケジュールですけど、今日のを確認したいと言って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:36	我々も確認宿題がありますけど、
2:02:39	そこを含めて九州電力の方としては、
2:02:43	その紙資料を作成して再度説明をいただくっていうところは、どのぐらいで対応できそうでしょうか。
2:03:07	九州電力の植村です。資料作成ちょっと件数がございますので2週間ほどいただければと考えますが、よろしいでしょうか。はい。きちっと図ですわかりました。
2:03:19	ちょっと我々の都合で、も含めて、1、ここまで審査はちょっと引き延ばしてきちゃったんですけど、
2:03:28	認可を希望する時期含めると、
2:03:32	可能であれば訪問前に、
2:03:34	審査会合をやりたいというふうに
2:03:37	思って、
2:03:39	そうすると、
2:03:41	7月の第1週で1回資料が出てきて、2週目ぐらいでもう1回、
2:03:47	ヒアリングやるとそれで、
2:03:50	もうそのあと審査会合かなっていう。
2:03:53	気がしています。
2:03:57	そのぐらいのイメージで言っているかどうか、含めてちょっと九州の中で、
2:04:04	確認をしていただきたいのと、
2:04:06	一方でちょっと別件の、
2:04:09	玄海4号の5号燃料の方の審査会合も7月に組みたいと思う。
2:04:15	ているんですけど、
2:04:17	その辺を、が重なると、こちらの事務局が対応できなくてですね。
2:04:24	できれば2週間空けたいんですね。
2:04:27	それぞれ審査会合だから、こちらの方なるべく遅いほうに、
2:04:32	統合前の遅い方に詰め込んで、
2:04:36	玄海4号の5燃料の方を、その2週間前とかに、
2:04:42	目指す。
2:04:43	ていうような感じも含めて、
2:04:45	ちょっと九州電力の方で、
2:04:48	対応できるかどうか。
2:04:50	ちょっと確認をしていただきたい。
2:04:54	ちょっと後燃料の話ちょっと追加減ってきますけどうちの方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:58	今後どう進めていっていかるところについて、5号燃料の方の、
2:05:04	許可の方の審査をどう進めていっていかるところは、
2:05:11	あまりもう足かせにならないかなっていう状況が、
2:05:16	我々今思っていて、さっさと進めちゃえばいいかなっていう
2:05:19	ているので、
2:05:22	資料の準備等、
2:05:24	含めて、あれ、いつ頃だし、
2:05:28	この間の確認した内容の、
2:05:30	資料出していただけるかってちょっと聞いたかちょっと覚えてないんです けど、ちょっとそこももう1回含めて、
2:05:35	今後のスケジュール今言ったような審査会合できるかどうか、
2:05:41	確認をして連絡をお願いできますか。
2:05:47	九州電力三吉です。はいDISの審査会合とそんなに、2週間あけて、5 燃料の審査会合できるようなスケジュール感、社内でしっかり調整し て、また回答
2:06:03	規制庁スズキですよろしくお願いします。
2:06:06	規制庁が、
2:06:08	だから、スケジュール他によろしいですか。はい。
2:06:14	今日のところは以上になりますけれども、九州電力から他に何か確認し ておきたいところ、よろしいですか。
2:06:23	WebXでつなげてる、
2:06:26	九州電力の本店側ですかね、よろしいですか。
2:06:31	はい。軽水炉本店の方も、
2:06:34	はい。大丈夫です。はい。規制庁鈴木ですありがとうございます。では 以上で本日のヒアリング終了します。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。